

岡山県立大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和5年11月8日
最高管理責任者決定

岡山県立大学では、平成19年2月15日に文部科学大臣が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて、次のとおり、研究費の適切な使用、及びその管理などに関する取組を推進します。

1 責任体系の明確化

- ・最高管理責任者（学長）
本学全体を統括し、不正使用防止などについて最終責任を負います。
- ・統括管理責任者（事務局長）
最高管理責任者を補佐し、不正使用防止などについて本学全体を統括する実質的な責任と権限を有します。
- ・コンプライアンス推進責任者（各学部長及び事務局総務課長）
各学部又は事務局内の不正使用防止などに関する実務上の責任と権限を有します。
- ・コンプライアンス推進副責任者（各学科長並びに事務局地域連携・研究推進課長及び総務課経理班長）
コンプライアンス推進責任者を補佐します。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ・事務処理に関する職務権限やルールを明確化し、研究費執行者に周知するとともに、学内外に公表します。
- ・不正使用発生の抑止力とするため、内部監査の体制を整備します。
- ・研究費の事務処理手続きに関する、相談窓口を設置し、研究費の不正使用に関する取組についてホームページ等で公表します。

3 コンプライアンス教育の実施

- ・研究費執行者の意識向上を図るため、公的研究費等の使用に関するコンプライアンス教育を実施します。
- ・コンプライアンス教育では、研究費の執行に関する基準、本学の諸規程、過去の研究機関における不正事例とその処分内容等を周知します。

4 不正使用防止計画の策定・実施

- ・不正使用を未然に防止するため、不正使用を発生させる要因を把握し、個々の発生可能性と深刻度の状況等を分析することにより不正防止計画を策定します。

5 研究費の適正な管理運営

- ・予算の執行状況を検証し、予算執行が著しく遅れている場合は改善策を講じます。
- ・取引業者から、本学の規程などを遵守し不正使用に関与しないことや内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等に協力する旨などを記載した誓約書の提出を求めます。

6 情報伝達体制の整備

- 公的研究費の不正使用に関する告発、情報提供、相談、照会等に対応するための窓口を設置し、ホームページ等により周知します。
- 告発を行う方が不利益な取扱を受けることがないように守秘等の適切な方策を講じます。
- 不正使用に関する事案が発生した場合に、適切かつ迅速に対応する学内の体制を整備します。